

第 17 回薩摩川内市行政改革推進委員会 議事録

1 開催日時 平成 24 年 7 月 20 日（金） 13：30～17：15

2 開催場所 薩摩川内市本庁 6 階 603 会議室

3 出席者

- (1) 委員 米盛会長、笹野委員、四元委員、石原委員、草留委員、川畑委員、齋藤委員、西村委員、水流委員（9 名出席）
- (2) 事務局 企画政策部長、行政改革推進課長、同課長代理、同課行政改革グループ員 1 名
- (3) 傍聴者 なし

4 会 次 第

(1) 外部評価（3 回目）

	事務事業名	主管課・室
1	一般廃棄物及び資源ごみ収集業務事業	環境課
2	子ども発達支援センターつくし園利用者負担金等助成事業	障害・社会福祉課
3	コミュニティセンター管理事業	コミュニティ課
4	集会所維持補修事業	コミュニティ課

5 資 料 別添のとおり

6 概 要

4 事務事業の外部評価を行った。

7 会 議 録

(1) 外部評価 1 件目 一般廃棄物及び資源ごみ収集業務事業（環境課）

①説明及び質疑・協議

会 長	主管課の説明をお願いします。
主 管 課	（資料説明） 平成 25 年度中に甌島クリーンセンターを休止し、甌島の可燃ごみは海上輸送により川内クリーンセンターで焼却する形にしたい。 川内クリーンセンターには 4 名の職員がおり、対応している。
会 長	平成 24 年度予算に PCB 廃棄物処理の委託料があるが、単年度の取り組みなのか。
主 管 課	法律で、これまで各戸で保管が義務付けられていたと同時に本市は、今年度が処理期限となっている。ほとんどが変圧器になると思う。
会 長	毎年、PCB 廃棄物が出ているだろうし、今後も出ると考えるがどうか。
主 管 課	これまで保管をしてもらっていたものを今回、回収する。今後、PCB 廃棄物が出た場合、まずは各戸で適正に保管をしてもらうことになる。
委 員	平成 22 年度から平成 26 年度の傾向について質問する。平成 25 年度から入来・祁答院のごみを川内クリーンセンターに持ってくることになるのと委託料は前年度より増えるのではないかな。
主 管 課	さつま町クリーンセンターへの委託料 3,000 万円程度が不要になると同時に、さつま町クリーンセンターへの搬入が川内クリーンセンターになるため搬送料は増額になる。両方の結果、委託料は、前年比で 2,500 万円の減額となる見込みである。 甌島からの海上輸送の経費は、市として最終決定に至っていないことから、現時点では、平成 25 年度見込み額に計上されていない。

	甌島クリーンセンターの修繕に年間１億３千万ほどかかっている。それが不要になり、代わりに海上輸送費が、その半分かくらい必要になると試算している。
委 員	戸別収集の実現性は、あるのか。
主 管 課	新聞販売店が、戸別収集をしていることから、本市の場合も可能だと考えているが、具体的に経費を試算する段階には至っていない。ゴールド集落等をモデル地区に試行的に実施する導入方法があると考えている。
委 員	ごみ収集においては、これまで業務の適正実施を優先的にしてきたということだが、たとえば指名競争入札を実施した場合、どれくらいの経費削減を予定しているのか。実現の具体性はあるのか。
主 管 課	これまで、一般廃棄物や資源ごみの収集は、適正処理が行われるよう随意契約で委託を行ってきた。委託料の設計方法が、実際と大きく異なることがないか調査するなど今後も委託料削減につながる取り組みを行っていききたい。入札を実際に行っている市町村もあるので、状況を把握しながら今後、検討したい。
委 員	目標年度はないのか。
主 管 課	添付のごみ処理基本計画の目標年度は、平成３２年度となっている。
委 員	資源ごみの量は減っているが、可燃ごみの量は減っていない。マイバックや生ごみ処理機の普及状況はどうか。あまり普及していないように感じる。
主 管 課	マイバックについては、薩摩川内市衛生自治団体連合会が、平成１８年度ごろから毎年１１月のマイバックキャンペーン期間に、１５００枚を大型店舗の店頭等で無料配布している。今年度は、同じ市民に渡すことなく、さまざまな市民に対して推進を図るため、地区コミュニティ協議会を通じて、配布する予定である。 生ごみ処理機は、平成２０年度が１５９件、平成２１年度が１５０件、平成２２年度が１０３件、平成２３年度が１０９件の補助実績である。
委 員	地区コミュニティ協議会だけでなく、たとえば、薩摩川内市女性団体連絡協議会や薩摩川内市高齢者クラブ連合会等の他団体へも普及推進を図ると、全市民に対してマイバックもその推進も行き渡ると思う。
主 管 課	可燃ごみが減少しない理由として、プラスチックごみの混入や、新聞紙での梱包があると認識している。
会 長	そのような認識があるのであれば、市の職員が、朝、ごみ出しの現場に出向き、確認や指導をしたらよいのではないかと。きちんと分別をするステーションとしていないステーションで不公平である。ごみ処理基本計画にもそのような具体的な取り組みを記載して、実践していけばよいと思う。
主 管 課	業者が収集をする際、分別が出来ていないごみについては、理由を書いた紙を貼付したうえで、収集しない方法を取っている。
会 長	ごみ袋の氏名の記載は、不要なのか。
主 管 課	甌島地区では現在でも記載されている。こちらの地域でも当初は、記載させていた。過去に分別ができていないごみ袋を開封し、記名者に苦情を言ったことが問題となり、現在は、記名を強制していない。
委 員	過去の国道３２８号の不法投棄が問題になったことがある。清掃を行ったり、監視を強化したりすることにより、国道への不法投棄は減少したが、県道や市道の幹線において不法投棄が行われるようになった。現在では、幅員の狭い市道や山林へ不法投棄が行われているのが現状だと思う。 ごみ収集の委託については、ごみ処理基本計画の目標年度である平成３２年度よりもっと早く競争性を取り入れた入札を導入した方がよいのではないかと。今後は、海上輸送の経費も必要になる。
主 管 課	ごみの適正処理と経済性は相反する内容である。今後とも十分に検討

	していきたい。
委 員	平成25年度中に、甌島クリーンセンターは休止すると説明があった。予算の削減は行政が取り組まなければならないテーマだと思うが、このことによって甌地域での分別方法が変更になったりすることがあるのか。分別が変更になった場合、老人はうまく理解できない恐れがある。不法投棄とも密接な関わりがある問題である。混乱しないよう支所との連携を十分に行うとともに、市民へ十分な説明を行っていただきたい。
委 員	一つの家庭にいくつものマイバックが配布されている場合があると思う。単に配布するだけなら、市民ももらうだけとか、その時使用するだけになってしまう。常に携帯してもらい、継続して使用してもらうよう取り組みをお願いしたい。 ごみ問題には女性の視点も重要である。 再利用の推進も、単にフリーマーケットを推進すればよいわけではなく、買われた商品が継続して使用されず、すぐに捨てられるだけなら意味がないと思う。 市から小売業者にビニールの過剰包装を抑制させることはできないか。コンビニエンスストアでは、ビニール袋が不要な場合、申し出るように依頼があったり、大型小売店舗では、マイバック持参で2円の割引があったりする。行政の力でできることは多いと思う。
委 員	ごみ収集車は何台いるのか。一台当たりの経費はいくらか。
主 管 課	34台いる。一台当たり年額789万1千円となっている。
委 員	ごみ収集を直営で行っている市町村はないのか。
主 管 課	19市のうち18市が委託、日置市が直営である。
委 員	戸別収集を検討しているという説明があったが、今より時間や経費もかかるだろうし、環境に良くない。現在のステーション方式がよいのではないか。
主 管 課	現在、検討中の事項である。引き続き、今後の検討事項とさせていただきたい。
委 員	他市町村の現状調査は必ずしてほしい。

(2) 外部評価2件目 子ども発達支援センターつくし園利用者負担金等助成事業（障害・社会福祉課）

①説明及び質疑・協議

会 長	説明をお願いします。
主 管 課	(資料説明)
会 長	何か質問はないか。
委 員	現在、希望する児童は、すべて通所が出来ている状態なのか。待機児童はいるのか。
主 管 課	通園児童に関しては、市内施設の定員40名に対して、現在39名となっている。毎年度、年度当初で定員を超えることはないが、年度途中で待機児童が発生しているのが現状である。
委 員	待機児童が多かったり、待機期間が長期化したりした場合、その児童は通園できないばかりか、このような助成も受けられないことになる。常に現状把握に努めてほしい。
主 管 課	通園の待機児童となった場合でも、デイサービスは受けることができる。週の数回や午前だけ、2時間だけといった形なので、通園より時間は短くなるが、利用してもらうことができる。
委 員	利用者負担上限金額というのは市町村により異なるのか。
主 管 課	国の法律により規定されており、同一である。
委 員	今回、対象者を一般の保育園との併行通園者とするにより、縮減を図るという内部評価になっているが、現状や具体的な経緯を教えてください。
主 管 課	児童発達支援センターに通園している児童39名のうち、助成対象である市内の児童が36名で、その内一般の保育園・幼稚園との併行通園者は、22名となってい

	る。また、デイサービスを受けている児童は21名で、うち一般の保育園等との併行通園者は、16名である。対象者見直し後も助成対象となる世帯が多い。一般の保育園等には通わない児童についても、市民税の非課税世帯等は、現在でも利用者負担はない。 健全児が一般の保育園等に通園する場合、通常、保育料を各家庭で負担していただいている。一般の保育園等に通わず、つくし園のみに通園している児童の家庭で、市民税の課税世帯の場合、利用者負担上限額4,600円の負担は理解してもらえるのではないかと考えている。 市の財政状況により予算削減の必要性を言われている。すべてを廃止ではなく、せめて一般の保育園等との併行通園者への助成は守りたいと考えている。
委員	児童発達支援センターにしか通園できない児童は、重度の発達障害を持つ場合が多いと思うが、その保護者の方が、一般の保育園との併行通園児童の保護者より全体的な負担が多いのではないかと考えている。助成を受けている方の声はどうか。
主管課	委員の話のとおり重度の発達障害である場合が多い。しかしながら、負担の面では、重度であれば、それに応じて医療費や手当等の制度が充実している。 市民税の非課税世帯等は、法律によりもともと利用料がかからないようになっており、所得割28万円までの市民税課税世帯は、月額最大で4,600円の負担となる。 利用料に視点をおけば、一般の保育園等に通わない場合、保育料等の二重負担がないので、理解いただけるのではないかと考えている。保護者への説明は、これからである。
委員	手続きは簡便なのか。
主管課	一般的には、まずつくし園に相談に行かれる場合が多い。つくし園の療育の担当者が面談し、療育の必要性や効果の見込みがある場合は、申請となる。昨年度までは県で決定を行っていたが、法律改正により今年度から本市において、決定を行っている。
委員	年度途中で、待機児童が発生する理由は何か。
主管課	1歳半や3歳児健康診断で保護者から相談があったり、保健師が療育の必要性を判断した場合につくし園を紹介することで、定員に対し入園を希望される方が多く出てくる。
委員	一般の保育園との併行通園者は、現在、助成しているということで間違いはないか。
主管課	そのとおりである。一般の保育園との併行通園者であるかないかに関わらず助成している。
委員	私は、この助成については、縮減すべきではないと考える。一般の保育園との併行通園であるかどうかの区別は必要ないかと考える。
会長	削減余地のある事業がほかにもたくさんある。この事業については使命感を持ってやってもらいたい。
委員	縮減を行わずに対応できないか最後まで検討してほしい。障害者への手当などについては、他に無駄なものや、非効率なものがある。不正受給などがないようきちんと対応してほしい。障害の害を平仮名にする検討も行してほしい。

(3) 外部評価3件目 コミュニティセンター管理事業 (コミュニティ課)

①説明及び質疑・協議

会長	それでは説明をお願いしたい。
主管課	(資料説明) 48施設のコミュニティセンターのうち、38施設において、地区コミュニティ協議会が指定管理している。
会長	質問はないか。
委員	補助事業により整備した施設が多いと思うが、施設の減価償却費や簿価は計算しているのか。
主管課	指定管理をお願いする内容は、施設の維持管理のみである。必要な修繕などについては、市で行っているため計算をしていない。
委員	活動指標はないのか。

主 管 課	施設管理ということで、単年度ごとに、指定管理者から要望を聞いて、修繕料の予算を要求している。大きな修繕が必要な場合、予算は大きくなる。また、必要な修繕がすべて予算化できる状況でもないので、空白とした。
委 員	そうであればその内容を記載すればよいと思う。
会 長	ここの部分については、再度提出をお願いしたい。
委 員	入来文化ホールは、雇用促進事業団から購入したと思うが、これは合併後の薩摩川内市が購入したのか、それとも合併前の旧入来町か。
委 員	正確には入来文化ホール別館だと思う。合併前の旧入来町時代に100万円程度で譲り受けた施設だと思う。
委 員	甌地区のコミュニティセンターの位置図が添付されていない。
主 管 課	添付もれである。提出する。
委 員	大部分の施設が直営から指定管理制度に移行したが、事業費などの面での状況はどうか。
主 管 課	指定管理制度に移行した時点で、光熱水費等を10%削減した経緯がある。民間の応募がなく、地区コミュニティ協議会に、管理をお願いしているのが現状。地区によって、話し合い活動が活発に行われていたり、加工センターを併設していたりする等の理由で、これ以上の光熱水費の縮減は難しい。
委 員	建設年度が昭和50年代前半の鉄筋コンクリート造の施設が多いと思う。かなり老朽化して、外観も悪くなっていると思う。これから修繕が大変になると思うがどうか。
主 管 課	修繕の要望が多くある。年度ごとの予算は限られているので、修繕計画を立てて対応したい。立て直しは今後難しい。近くに代替施設がある場合、地区コミの移転も可能性としては考えている。
委 員	エレベータを設置した地区コミュニティセンターの施設数はいくらか。
主 管 課	18施設である。
委 員	現在は、廃校施設の有効活用も問題になっていると思う。比較的新しい施設もあるが、基本的に地区コミュニティセンターには、大規模過ぎると思う。それぞれの施設内容をきちんと把握し、あらかじめ代替施設としての可能性の判断をしておいてほしい。
委 員	修繕はすべて市が行っているという理解でよいか。
主 管 課	地区コミュニティ協議会は市に要望を行うのみで、修繕は、すべて市が負担して実施している。建設部建築住宅課との連携を取って、現場確認をして修繕を行っている。また、市からの年間指定管理料の中には、修繕のための予算も少額含まれており、軽微な修繕については、その中で対応してもらっている。
会 長	指定管理料の中で主な経費はなにか。
主 管 課	人件費、電気代、水道料、ガス代、燃料代、小規模修繕料、消耗品費、浄化槽の法定検査手数料、NHKの受信料等である。
会 長	コミュニティセンター名と経費種類ごとの明細がわかるものはないのか。実績を把握しつつ、将来の経費を抑える方法を考える必要がある。
主 管 課	配布した資料のとおりである。
会 長	浄化槽の法定検査手数料は、高いのではないか。
主 管 課	施設の規模に応じて一般家庭より大きな浄化槽が設置されているため、高額になる。
委 員	施設によって光熱水費に大きな違いがある。理由はどのように考えているか。
主 管 課	光熱水費の違いは、活動の状況による。指定管理料は、過去3年間の実績をもとに、必要最低限の積算を行っている。
会 長	市がすべて負担をするのであれば、どうしても無駄遣いになる。受益者負担の考え方を導入してほしい。 字が小さく見づらいので、見やすいものを再度、提出していただきたい。
委 員	入来にある地区コミュニティセンターの指定管理では、市の方では45万程度の電気料しか見積もられていないようだが、実際には60万円程度かかっている。差額は指定管理を受けている地区コミュニティ協議会の負担である。
委 員	現在、個人で地区コミュニティセンターを利用する場合、料金が徴収されている。

主 管 課	生涯学習を目的とする地区コミュニティ協議会や自治会の利用は、無料だが、個人の利用については、料金を徴収しているところである。
委 員	自己負担をして、指定管理を受けている地区コミュニティ協議会があるとのことだ。実際に必要な経費については、予算の確保も必要ではないか。
主 管 課	民間事業者が指定管理を行う場合、利益を確保しなければならないので、当然、諸経費といった名目で、必要経費の何割かが見積もりに計上される。地区コミュニティ協議会の場合、それが無い。実費に近い予算になっていると思う。赤字になるようであれば対応が必要であると考えている。
委 員	地区コミュニティ協議会の会長として、年間237回の会合に出席した。どうしても夜の会合になるので電気代がかさむ。
会 長	地区コミュニティ協議会や自治会への金銭的な負担や業務の負担については、過度でないか等引き続き把握や調整を行ってほしい。
委 員	地区コミュニティの活動をすれば電気代が上がるのは当然だと思う。今年度、備品購入費が計上されているが内容は何か。
主 管 課	33地区コミュニティセンターに設置されている66本の消火器の取り換えを行うものである。

(4) 外部評価4件目 集会所維持補修事業 (コミュニティ課)

①説明及び質疑・協議

会 長	説明をお願いします。
主 管 課	(資料説明) 無償譲渡を行う場合には、しばらくの間、修繕が発生しない状態で譲渡しようと考えている。今後、必要な修繕は行っていく予定である。 塔之原四区コミュニティセンターの譲渡予定年度は、他の施設と同様、平成28年度を予定していたが、今年度一年間、地区コミュニティセンターとして利用されていることから、平成29年度の譲渡予定となった。 東郷地域の三ヶ郷地域農業活動拠点施設は、平成17年度に国の補助を受けて建設された施設であるが、補助金等適正化法の関係で10年間は他者への貸借や譲渡ができないため、平成27年度に使用貸借開始の予定である。 補助を受けて整備した施設は、耐用年数に準じた期間中は、処分の制限があったが、平成21年に同法の改正があり、補助金交付後の10年後には、このような使用貸借及び無償譲渡が可能になった。このため、他の施設についても、平成16年度の合併後すぐに対応できなかった経緯がある。 樋脇地域の集会所及び東郷地域の斧淵集会所は、これまで市が光熱水費を負担してきた経緯から、使用貸借期間中、1年目が90%、2年目が70%、3年目が50%、4年目が30%、5年目が10%の光熱水費の負担を市が行う予定である。
会 長	祖父や祖母の時代から自治会内で公民館建設のための積み立てを行い整備し、その後も自己管理している自治会と、市が整備・管理している集会所がある自治会とは不公平感を感じる。
主 管 課	全市の約70%の集会所が、自治会が自己整備・自己管理している。その平準化のためにも今回の取り組みを行っている。
会 長	何かご質問はないか。
委 員	5年間の使用貸借及び無償譲渡について、48の地元自治会等との合意形成は行われているのか。
主 管 課	調整を行い、合意をいただいたうえで、平成23年度から契約に基づき使用貸借を実施している。無償譲渡に関しては、別の契約で取り扱うこととしている。早い段階での譲渡を希望する自治会がある一方、使用貸借は了解しても譲り受けは難しいとする自治会もある。市としては、平準化のためにも譲渡を行いたい意向である。
会 長	無償の譲り受けが困難な理由は何か。
委 員	維持管理費がかかることである。特に浄化槽の管理費が大きい。旧川内市の地域では、地元が整備をし、地元が管理する合意が、建設時からあった。旧町ではそうでなかったため、現在、不公平感があり、その平準化が必要になっている。
委 員	上甕地域は、8施設ある。甕地域は、集会所は公共施設であるという考えがある。

	昨年度から、自治会や地区コミュニティ協議会が市へ負担金を支払い、市の維持管理について一部負担を行っている。自治会の中には、結果的に無償による譲り受けが難しい自治会もあるのではないかな。
会 長	自己設置・自己管理の自治会の意見も聞いて、行政は対応をする必要がある。
委 員	避難施設になっているものもあると思うが、安全性は問題ないのか。ストックマネージメントもできていないようだ。無償譲渡ありきのように感じる。
主 管 課	地元から修繕の要望を聞きとっている状態。出来る限り必要な修繕は行い、譲渡後、当分の間、修繕の必要がない状態にしたいと考えている。予算も限られているため年度計画を作成し対応したい。鉄筋コンクリート造の施設で、鉄筋がさびている場合が一番の課題だと考えている。爆裂工事が必要な場合、百万円から必要にある。 仮に無償譲渡の合意に至らなかった場合、その集会所のみ使用貸借を継続し続けるわけにもいかない。期限を設定して、地元自治会などと粘り強く交渉していきたい。
委 員	オークションで販売するとか、民間企業に販売するとか、地元自治会が譲渡を受け入れないことも想定して、あらかじめ対応を検討しておいてほしい。
主 管 課	お知恵をいただきながら、実施していきたい。